

議案第156号

福岡市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年9月5日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向け、消防団への加入を促進するため、機能別団員制度を導入する必要があるによる。

福岡市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例（昭和41年福岡市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とする。

第9条中「及び分団長」を「、本部部長、分団長及び機能別団員」に改め、同条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第1項第3号中「団員」を「消防団員」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項第3号中「団員」を「消防団員」に改め、同項第4号中「第2条」を「第3条」に改め、同条第2項第1号中「第3条第1号」を「第4条第1号」に改め、同項第3号中「65歳」の次に「（機能別団員にあつては、70歳）」を加え、同条を第7条とする。

第5条第2号中「第7条」を「第8条」に改め、同条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条第2号中「65歳以下」の次に「（機能別団員にあつては、18歳以上70歳以下）」を加え、同条を第4条とする。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（消防団員の種類）

第2条 消防団員の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本団員（次号に規定する機能別団員以外の消防団員をいう。）
- (2) 機能別団員（市長が定める特定の消防事務に従事する消防団員をいう。以下同じ。）

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。